

鹿角市告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により鹿角市森林整備計画を策定したため、同法第10条の5第10項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

平成30年3月30日

鹿角市長 児玉 一

一 縦覧に供する書類

鹿角市森林整備計画

二 縦覧場所

鹿角市役所産業部農林課